

令和5年

全員協議会記録

令和5年11月16日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和5年11月16日（木曜日）
午前11時00分 開会 午前11時39分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	富 澤 啓 二 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	2 番	安 保 友 博 議員
3 番	鳥 飼 雅 司 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
17 番	内 山 恵 子 議員	18 番	吉 田 武 司 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	大 野 久 芳	総 務 部 長	田 中 康 一
上下水道部長	佐々木 一 弘	企画部次長兼 秘書広報課長	茂 呂 あかね
総務部次長兼 職員課長	櫻 井 崇	総務部次長兼 総務人權課長	渡 部 剛
上下水道部次長兼企業経営課長			前 島 祐 三
水道施設課長	本 橋 勝 己	下水道課長	柳 下 博 光
企業経営課 調整幹	伊 藤 英 雄	総務課長補佐	石 井 ゆり奈
職員課長補佐	高 嶋 敦 士	企業経営 課長補佐	矢 萩 美 和

◇事務局職員

議会事務局長 松 戸 克 彦

議事課長補佐 中 村 智 子

議 事 課 長 工 藤 宏

議事課副主幹 川 辺 聡

◇本日の会議に付した案件

水道料金の改定について

給与改定等について

午前11時00分 開会

○富澤啓二議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○柴崎市長 こんにちは。

皆様におかれましては、日頃より市政運営に格別の御協力、御理解をいただきましてどうもありがとうございます。また、大変御多用の中、全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は2つの案件を予定しております。上下水道部から水道料金の改定について、次に、総務部から職員の給与に関する条例等の一部改正案について、それぞれの概要を説明させていただきます。

初めに、水道料金の改定につきましては、施行日を令和6年7月1日として、令和5年12月定例会に和光市水道事業給水条例の一部改正案を上程することといたしましたので、その内容について御説明させていただきます。

続きまして、職員の給与に関する条例等の一部改正案につきましては、令和5年人事院勧告を踏まえた給与改定等を行いたいので、改正案の内容について説明をさせていただきます。

それでは、それぞれの詳細につきまして、各部から順次説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○富澤啓二議長 ここで、市長は公務のため退席いたします。

〔柴崎市長退席〕

本日の案件は、水道料金の改定について、給与改定等についてです。

初めに、水道料金の改定について説明願います。

佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 皆さん、おはようございます。

冒頭に、先日11日、土曜日に発生した水道事業における濁り水について、市民の皆様にご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

原因につきましては、11日、県水、埼玉県から来る水ですが、これを1日停止して、浄水場内県水停止に伴う点検、清掃業務を行っておりました。このときにバルブ操作の不具合により、清掃中の水が配水池に混入して、市内各所に濁り水を発生させたという状況でございます。

事象としましては、午後に浄水場内の異状に気がつき、点検を実施しているときに、市民の方からも濁りの情報が入り、酒井浄水場では14時に配水を停止し、事態収拾に努めました。しかしながら、一定量の濁水が和光市内下新倉3丁目、4丁目、5丁目を中心に出まして、配水を止めたのですが、ある程度の量が出てしまったことにより、市内、特に東上線の北側地域に濁水が発生しました。当日、酒井浄水場から出た分の濁水については、深夜にある程度の収束を見たところでございますが、酒井浄水場を停止して南浄水場のみの配水にしたことにより、

水の流れが変わったことに起因して、昨日まで市内一部地域で濁水が発生していました。現在のところ今朝の状況では濁水の報告もなくなりましたので、これでほぼ収束したものと思われます。

今後につきましては、オペレーションのマニュアルの再構築により、このような事態が起きないようにするとともに、市民の皆様においては一定の補償をする方向で検討をしております。現在決まっているところとしては以上となります。よろしく願いいたします。

引き続き、今回の水道料金の改定について説明させていただきます。

今回は、前回の全員協議会で料金改定の施行日までの言及ができなかったことに対して、改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の全員協議会においては、前回お示しできなかった施行日について、市民の皆様にもできる限り負担にならないよう少しでも先送りし、なおかつ料金改定の分析に係る前提である4億円を水道事業として資金残高を維持するため、限界点はどこかというシミュレーションをした結果、上下水道部として最適解をお示しすることができましたので、お集まりいただきました。

前回の水道料金の改定の簡略的な説明ですが、今後5年間で必要な費用が59.3億円で、料金等々で回収できるお金が52億円、差額の7.3億円を5年間で応分に分けたところ、水道料金として基本料金で7%の増額と従量料金で17%の増額をすることで、水道事業としての収入が年間で14%増加するということが結果として示されました。その旨を受けて水道料金の改定をお願いするものです。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 それでは、私のほうから施行日について御説明を申し上げます。

今、部長が申し上げたとおり、今回の水道料金の改定について、分析の前提条件として、持続可能な水道事業の推進のためには、資金残高の目標額を4億円以上維持するという設定の下、分析をしてまいりました。

市民生活への影響ができる限り少なくなるようシミュレーションした結果、水道料金の改定を1年先送りした場合には4億円以上維持することが困難であるという結果が出たため、改めてその分岐点がどこになるかシミュレーションをしてみました。その結果、半年、つまり和光市に引き続きお住いの方については、10月請求分から新料金ということで設定をし、資金残高をほぼ4億円維持できるという試算が出ましたので、施行日を令和6年7月1日とするものです。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

岩澤議員。

○岩澤侑生議員 ありがとうございます。

最初の濁水の部分についてお尋ねをさせていただきたいと思うのですが、今回の原因がバルブ操作の不具合という表現でありましたけれども、対策として、マニュアルを見直していくというようなお話でしたが、これは人的なミスという理解でよろしいでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 バルブ操作の全閉をしていることの確認が不足していたことと老朽化による部分と両方あるというふうに考えていますが、仮にバルブの老朽化があったとしても、全閉であることの確認ができていなかったという部分では、人的部分が大きいものと考えています。

○富澤啓二議長 吉田活世議員。

○吉田活世議員 今回の改定ですと、水道の口径にかかわらず一定して7%増となっているのですが、これは和光市の場合ですと、本田や理研など、その口径が大きいところでかなりの水量を利用しているということが考えられて、確かにこの間提出していただいたように13mmと20mmのところだと98.51%の方が使用となっているんですが、この7%一律で課すということに対してどのように考えていらっしゃるのですか。口径の大きいところにもう少し1%、2%でもちょっと多く課して、一般市民の利用の増額を抑えるというのは検討されないのですか。

○富澤啓二議長 前島企業経営課長。

○前島企業経営課長 既に基本料金の段階からしましても、口径の大きいところにつきましては、一般家庭が使っている13mm、20mmに比べれば高く設定しております。それと7%ということで、パーセンテージに表すと同じ数字で7なんですけど、それが金額に合わせていくとまた大分変わってくるというところもありますので、それ以上にその一部の大口径のところ負担させるという意味ではなくて、パーセンテージにすると一律7%という形にしております。

○富澤啓二議長 吉田議員。

○吉田活世議員 パーセンテージにすると一律だけれども金額的には変わってくるということについて、もう少し説明していただけますか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 では、具体的な数字で申し上げます。13mmの方は今回の7%の改定で基本料金は102円の増加、20mmの方は126円の増加になります。ちなみに大口徑と言われている50mmの場合は1,028円、70mmの方は2,024円、100mmの方は2,672円、150mmの方は5,200円の増加となります。

○富澤啓二議長 片山議員。

○片山義久議員 先日、神奈川県の方でも県営水道を25%ほど上げるということでニュースになっていましたけれども、例えばですが、県営水道と県水は違うのかもしれませんが、県から入れている水道が高くなる、負担が高くなるかそういうことが今後あるのか、そういう予定はあるのでしょうか。

○富澤啓二議長 佐々木上下水道部長。

○佐々木上下水道部長 おっしゃるとおり県からの水に関する正確な情報、値上げの情報はまだ来ていませんが、昨今のエネルギー需要を踏まえると、そう遠くない将来にそういったアナウンスがあるかと思います。今回は、そのこととは別の次元での料金改定をさせていただいています。

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

ほかに質疑がございませんので、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時11分 休憩）

再開します。（午前11時13分 再開）

次に、給与改定等について説明願います。

田中総務部長。

○田中総務部長 総務部から12月定例会に提出させていただきます、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして御説明をさせていただきます。

なお、こちらの議案につきましては、12月分の期末勤勉手当から改正案を反映させていただきたいことから、先議として御審議いただくことをお願いするものでございます。

まず、私からは、令和5年8月7日に行われた令和5年人事院勧告の内容について御説明をいたします。

月例給については、民間給与との格差3,869円、0.96%を解消するため、俸給表の引上げ改定が行われます。

次に、ボーナスでは、民間の支給状況に見合うよう、期末手当及び勤勉手当の支給月数について、再任用職員以外の職員はそれぞれ0.05月ずつ引き上げ、年間支給月数を4.4月から4.5月とし、再任用職員についてはそれぞれ0.025月ずつ引き上げ、年間支給月数を2.3月から2.35月とする改正内容となっております。

国家公務員の給与改定の取扱いにつきましては、10月20日付の閣議において人事院勧告どおり改定を行うことが決定され、現在、給与法等の改正案が審議されているところであります。また、今回給与改定に係る改正のほか、会計管理者の職務の給与を見直すなどの改正を行っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

なお、詳細につきましては、職員課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 それでは、条例改正案に沿って順次御説明をさせていただきます。

初めに、第1条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第2条、給料及び第11条の2、災害派遣手当では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、手当名称と条文の引用部分について修正をしております。

次に、第17条の2、期末手当及び第17条の5、勤勉手当では、令和5年12月分に係る期末手

当及び勤勉手当の支給月数について、再任用職員以外の職員はそれぞれ0.05月、再任用職員は0.025月を引き上げる改正となります。

次に、別表第1、職員給料表につきましては、国家公務員の俸給表と同様の改正となります。

続きまして、第2条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第17条の2、期末手当及び第17条の5、勤勉手当では、令和6年度の6月分と12月分に係る支給月数の改正となります。令和5年12月に期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月引き上げたものを令和6年6月と12月の2回に振り分ける改正内容となります。

次に、別表第2、級別基準職務表では、会計管理者の職務の級について、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じたものとなるよう、これまで次長職であったものを令和6年度から部長職に見直す改正となります。

続きまして、第3条及び第4条の和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員の給料表と期末手当の支給月数を人事院勧告に準拠して改正するものとなります。

続きまして、第5条及び第6条の和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、令和6年度から引き上げる改正となります。

続きまして、第7条の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、附則第4項では、令和5年3月定例会で提出した議案の中で、定年年齢を段階的に引き上げ、65歳になる年月日が誤っておりましたので、今回修正させていただくものとなります。御迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

次に、附則第5項では、定年年齢が段階的に引き上げられることに伴い、役職定年制と60歳時点の給与水準の7割措置の制度が導入され、給与水準の7割措置については、定年年齢が段階的に引き上げられる期間において適用されるものとなります。役職定年を経て退職した後、65歳までフルタイム暫定再任用となった場合、8級職であった者の給料額は大きく減少することとなりますので、フルタイム暫定再任用の期間についても引き続き給与水準の7割措置を行うための規定を設けるものとなっております。

以上が今回の給与条例の改正内容となります。

なお、今回の給与改定につきましては、職員団体と合意を得ているところでございます。

○富澤啓二議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 何点か伺いたいですけれども、今回、人事院勧告に準拠してやるということなんですが、組合との妥結だったり、説明だったりというのがどういう状況なのか、伺いたいです。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 令和5年8月7日に行われた人事院勧告を受けまして、給与改定案について組合と協議等を行っております。計2回の事務折衝を重ねまして給与改定案について合意し、11月1日に職員団体と覚書を締結するに至っております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 その中で何か要望とかそういったことはあったのか、伺いたいと思います。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 今回、人事院勧告に準拠した内容となっておりますので、その部分については特段交渉が難航するようなことはなかったのですが、会計年度任用職員の期末手当と給料月額、この改定期期につきまして何点かお話しすることがございました。これにつきましては、令和6年に改正するというところで合意を得たところがございます。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 人事院勧告でまた引き上げたりとかするときには、どこかで減額ということが結構考えられるのかなと思うんですけども、今回の改定によって何か下がるということはあるのかなのか、そこら辺も教えてください。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 今回の人事院勧告、給与改定につきましては、引上げ改定となっております、引き下げる内容はございません。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 あともう1点、この等級及び職制上の段階ごとの職員数というところで、今回組織改正が10月にありましたよね。その中で、部長クラスだったり次長クラスだったりというのが変わってくるのかなと思うんですけども、今までは会計管理者が次長クラスだったのが、今後部長クラスになるというお話ですよ。どういうふうな協議を経て部長クラスになったのか教えてください。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 私からは、改正の理由について説明させていただきます。

このたびの見直しにつきましては、公金管理の適正化、不正防止の観点から会計管理者の責任の度合いなどを踏まえ、その職位を見直すものとなっております。

和光市内部統制に関する基本方針では、現金、預金等の管理の徹底を掲げております。和光市金庫管理運用規則に基づく金庫の管理を徹底するなど、公金管理の適正に努めているところでございます。会計事務をつかさどる会計管理者の責任等に鑑みまして、今回その職位を見直すものとなっております。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 私のほうから、会計管理者の職務の級を上げることについてどんな協議があったのかということについて、お答えさせていただきます。

まず、お話のあった組織改正とは全く切り離して今回の件は検討させていただきました。特

に協議ということはなかったんですけれども、市の人事当局の中で、かねてより会計管理者の職務の級について上げなければいけないのではないかという考えを持っておりまして、このたび職務の級を上げさせていただきたいということになっております。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 今回引き上げるということで、そこら辺の意向というのがいいと取るか悪いと取るか、議論があるとは思いますが、上げることによる影響額はどのようなふうになるのか教えてください。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 これは、どなたがなるかによって額というのはやはり変わってきてしまうんですけれども、おおよそ次長級から部長級になった場合、年間で40万円程度の増額となります。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 御説明ありがとうございます。

一般的な観点で質問させていただくんですけれども、今回だと期末手当の額が、次長職とかそういった管理職手当を受ける職員と通常の一般職の職員だと、金額がそもそも額として割合として異なっていて、その部分を全体的に5%引き上げるといようなものかと思います。改めて、まず前提として、なぜこのような管理職と一般職員のところで差をつけたのか、そこら辺の背景を知識として少し教えていただけますでしょうか。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 今回の給与改定につきましては、給料率額、こちらにつきましては、人事院勧告で民間給与との比較において3,869円の格差があったということで、まず給料表の改定が行われます。そのほかボーナスにつきましても、民間との支給状況、こちらを比較して、期末手当が0.05月で勤勉手当も0.05月引き上げるという内容になっています。

管理職と一般職の支給月数が異なっていることにつきましては、足した年間支給月数というのは一緒なんですけれども、それは職務の責任度合いにおいて、管理職につきましては、期末手当より勤勉手当のほうの支給割合が高くなっているというような状況でございます。

○富澤啓二議長 田中総務部長。

○田中総務部長 今、職員課長から説明があったように、期末手当と勤勉手当を合計した月数は管理職も非管理職も同じです。しかしながら、期末手当と勤勉手当の違いなんですけれども、勤勉手当は基本的に職務成績に応じて率が定められることになっておりますので、管理職につきましては、その成績を重く見ている勤勉手当の支給月数を多くしているということでございます。これは、和光市が独自でそうしているというわけではなくて、国家公務員の制度となっているのを、私たち地方自治体もそれを人事院勧告に倣って同じ措置をしているということになってございます。

○富澤啓二議長 鎌田議員。

○鎌田泰春議員 ありがとうございます。

私が率直に見て、いわゆる等級の低い職員の方は非常に低い給料で仕事されているなという印象で、その上で高い職員、比較的もらっていらっしゃるというようなばらつきがある状況なのではないかと思っております。その中で一律してパーセンテージで支給した場合には、管理職、要は年俸が高い人が受け取る金額は大きく影響を受けて、逆に若い職員の方は影響額が非常に小さいと思います。ここら辺の部分についてはどのように考えられて設定されているのか教えていただけますか。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 まず、ボーナスの支給月数については、先ほど述べたように一般職も管理職も同じような支給月数の引上げとなっております。そのほか給料月額、こちらの部分が今回の給与改定では特に1級職、部長職が8級になるのですが、1級職、2級職という若年層のところにつきましては、給料の引上げ額が1万円から1万二、三千円までの高い給料引上げとなっております。8級職になるに当たりまして、そのあたりの給料月額は1,000円程度の引上げとなっておりますので、給料月額と期末手当含めた考えで申し上げますと、全体的にバランスの取れた引上げ改定となっているのかなというふうに思います。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 御説明ありがとうございます。

基本的にはこの給料表は国に準拠して改定されるという理解でよろしいのかどうか、和光市で独自に手を入れたとかそういったような部分はないという理解でよろしいのかどうか、まずお願いいたします。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 職員給料表につきましては、国の俸給表の引上げと同様の改正となっておりますので、和光市独自という部分はございません。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 はい、分かりました。

それから、細かい点で恐縮ですけれども、条例中で例えば2ページ目の給料表の説明に入る部分において、改正前が勤勉手当第17条の5の(1)の中ほどで、退職しまたは死亡した職員にあってはが、つが小さいつで、それを改正して大きいつに変えていると。ほかのところを見ると、小さいつは小さいつのままとかというようなことになっていて、これは以前、条例改正で、改正に併せて大きいつを小さいつに改正してきたような記憶があるんですけれども、この辺について、全協なので御説明をお願いできますでしょうか。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 最近の条例改正では、やはり小さなつで「あつては」というふうな条例でつくられている状況になってございます。職員の給与条例につきましては、大きなつの「あつては」と「あつては」で、今混在しているような状況になってございます。今回の条例改正では、大きなつの「あつては」で統一しようということで作られているようなものになってござい

ます。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 そうすると、会計年度任用職員の報酬に関するほうは小さいつで整えていると、ただこれは法令の用語でいくと小さいつに、大きいつは小さいつに整えるというような基本があったかと思うんですけれども、その辺はいかがなのか、改めて教えていただけますでしょうか。でないと、条例で小さいつを使っている条例、大きいつを使っている条例というのが混在していくことになると思うので、その辺の統一性はやはり図られたほうがいいのかという気がいたしますが、改めて御説明をお願いします。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 今回の条例は、複数の条例を改正する内容となっております。それで、1つ1つの条例で統一感を持たせようということで、職員の給与条例につきましては、「あつては」の大きなもので統一すると、会計年度のほうは最近つくられた条例で小さなつで統一されていますので、そちらのほうで直すような考え方でやっております。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 くどいようなんですけれども、この条例は大きいつを使うとかこういう用語を使う、こちらの条例では小さいつを使うということだと、条例としての一貫性がないような気もするんですけれども、御説明がこの職員の給与に関する条例だけは大きいつにするということで、ほかは小さいつで統一するということの統一したお考えなのかどうか、よろしくお願います。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 傾向としましては、議員がおっしゃるように小さなつで統一するというのが基本的な考え方でございます。ただ給与条例につきましては、その都度条文ごとの改正になりますので、こういった混在している状況でございます。給与条例については、全体的な改正をするような場合には小さなつに直すことも可能ですが、今回は部分的な改正ということで、現状では大きなつで修正するような改正内容となっております。

○富澤啓二議長 菅原議員。

○菅原満議員 繰り返しの繰り返しで恐縮ですけれども、やはりその辺は法令ということにもなるので、やはりその辺、大きいつで給与条例は統一していくということなんですけれども、全体から見ているかがかなという気もしますので、その辺は今後の検討ということで要望させていただければと思います。

○富澤啓二議長 鳥飼議員。

○鳥飼雅司議員 1点、ちょっと愚問かもしれないですがお聞きしたいのが、今回先議にしたいと言われていましたよね。時期の関係で先議にしたというのはすごい理解できるんですけれども、例えば先議ではなくて普通に議案として上げてきて、遅れた分の給料を後から支払うという方法は、通常ではしないものなのか、することもできるのか確認させていただきたいんで

すけれども。9月から始めるけれども、払えなかった分は後で給料のところでは支払うということもできるのかできないのか、聞きたいんですが。

○富澤啓二議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 理論上はできなくはないと考えています。ただ国の給与法のほうも12月1日が賞与の基準日となっていますので、今臨時国会で審議され、12月1日の基準日に間に合うような状況となっていますので、和光市もそういった形で改正を考えております。

また、他団体におきましても、11月中に多くの団体が改正するような状況となっておりまして、

○富澤啓二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午前11時37分 休憩）

再開します。（午前11時38分 再開）

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

お疲れ様でございました。

午前11時39分 閉会

議 長 富 澤 啓 二

副 議 長 小 嶋 智 子